

資料等

## 関係法令

### ◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(平一一法八七・平一九法九七・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十六条繰上・一部改正)

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平一九法九七・全改、平二六法七六・旧第二十七条繰上・一部改正)

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第27条 ※現第26条（平成27年4月1日改正））

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

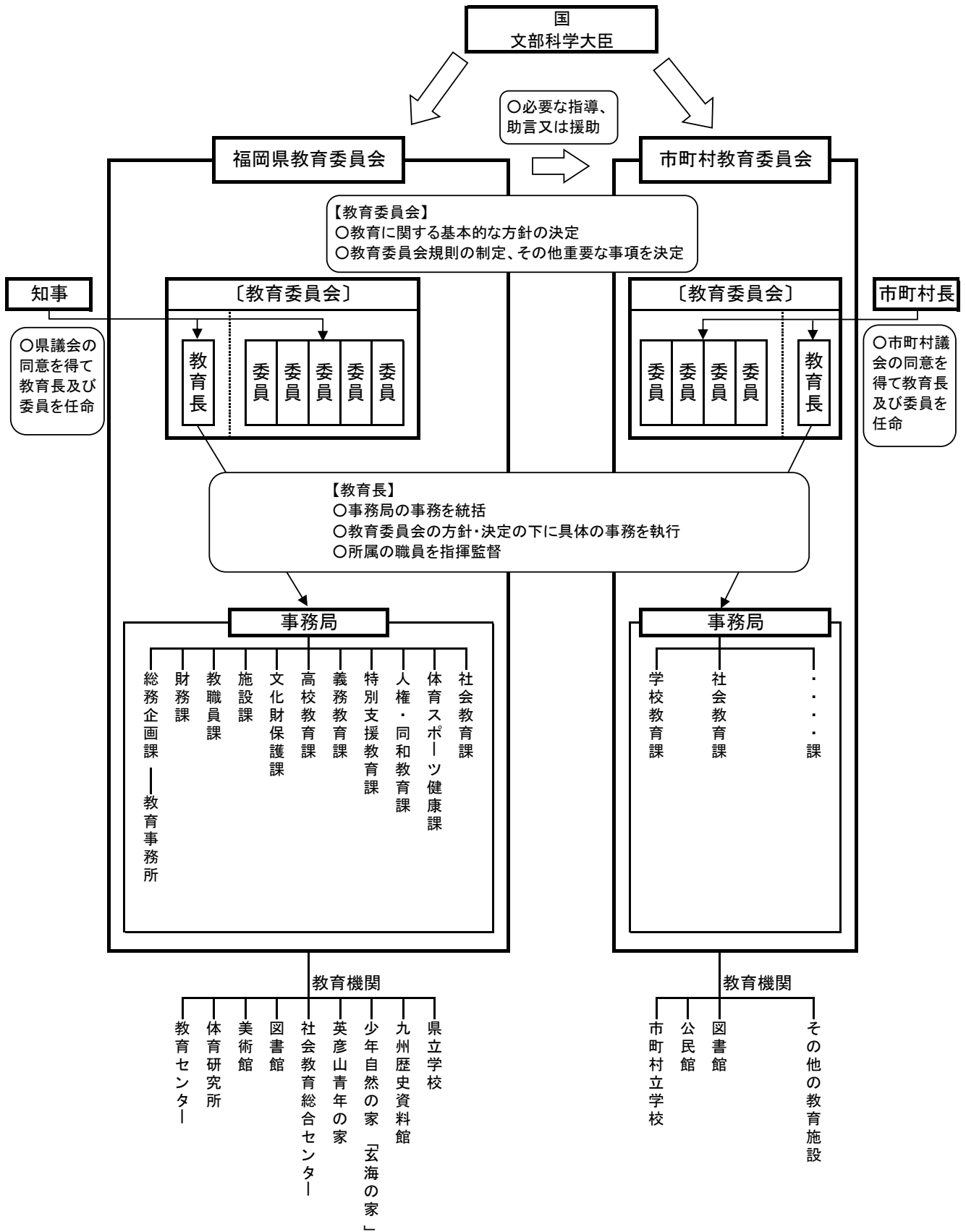
(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

# 現在の福岡県教育行政の仕組み



# 福岡県内学校数等一覧

令和2年5月1日現在

学校種	設置者	学校数		学級数	児童・生徒数	教員数 (本務者)	職員数		
		本校	分校						
幼稚園	計	421	1	2,681	57,338	4,989	832		
	国	1		3	50	6			
	公	32		112	1,947	199	11		
	私	388	1	2,566	55,341	4,784	821		
小学校	計	725	4	11,608	280,978	17,711	2,431		
	国	3		43	1,285	62	7		
	公	713	4	11,478	277,293	17,474	2,385		
	私	9		87	2,400	175	39		
中学校	計	359	3	4,816	136,797	9,903	1,163		
	国	3		30	1,090	55			
	公	小計	329	3	4,561	128,436	9,378	1,073	
		県	4		30	1,179	60	4	
		市町村組合	325	3	4,531	127,257	9,318	1,069	
	私	27		225	7,271	470	90		
義務教育学校	公	4		61	903	119	27		
高等学校	全日制	計	160		1,860	121,725	8,130	1,836	
		公	小計	101		1,860	70,077	5,025	1,212
			県	92		1,690	63,456	4,508	1,125
			市町組合	9		170	6,621	517	87
			私	59			51,648	3,105	624
	定時制	計	19	2	166	2,976	326	53	
		県	19		159	2,898	305	50	
		市町		2	7	78	21	3	
	通信制	計	5			3,637	77	19	
		県	1			1,481	28	4	
		私	4			2,156	49	15	
		専攻科	計	12			888		
			県	2			57		
			私	10			831		
中等教育学校	計	2		24	646	68	17		
	県	1		18	566	49	11		
	私	1		6	80	19	6		
特別支援学校	計	38		1,533	6,303	3,403	524		
	県	20		716	3,004	1,677	367		
	市	18		817	3,299	1,726	157		

福岡県行政資料	
分類記号 IA	所属コード 2120212
登録年度 3	登録番号 0002



<sup>きた</sup>  
"鍛えて、ほめて、伸ばす! 子どもの可能性"  
<sup>きた</sup>  
～「鍛ほめ福岡メソッド」展開中～

問い合わせ先：福岡県教育庁教育総務部総務企画課



電話 092-643-3882 (教育政策推進室)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tenken-hyoka.html>

